

文化庁京都誘致協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、文化庁京都誘致協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、東京一極集中を是正し、京都の創生を図るため、文化庁等の京都移転実現のための取組を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化庁等の京都移転実現に向けた国及び関係機関等への要望活動に関すること。
- (2) 文化庁等の京都移転実現に向けた協議に関すること。
- (3) その他、協議会の会議で必要と認められたこと。

(組 織)

第4条 協議会は、別表第1の協議会構成員をもって組織する。

(代 表)

第5条 協議会に代表を置く。但し、代表は3名以内の共同代表とすることができる。

- 2 代表は、協議会構成員の中から選出する。
- 3 代表は協議会を代表する。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 代表が必要と認める場合には、会議に協議会構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 代表が必要と認める場合には、協議会構成員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって会議の開催に代えることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の事業に関して具体的な企画・立案等を行う。
- 3 幹事会は、協議会構成員の所属する団体から別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会は、必要に応じ、事務局が招集する。

(顧 問)

第8条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、本協議会の運営に関し指導助言等を行うことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、代表の所属する団体において処理することとし、共同代表の場合は、共同で処理する。

2 その他の業務については、第4条に掲げる協議会構成員の所属する団体が協力・分担し、処理する。

(委 任)

第10条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年1月13日から施行する。